東建従税金講習会のお知らせ

組合では確定申告をするための準備と確認のために、税金講習会を開催しております。経費のとりまとめ等の基本的な箇所から、改正点に至るまで、必要な知識を身に付けるために開催します。ぜひこの機会にお越しくださいますようお願い申し上げます。

日　時　1 月 27 日（木）　9 時 30 分受付開始
10 時 00 分～正午まで

会　場　本部会館　3 階会議室

費　用　５００円（所得計算書代として）

講　師　木下　良 税理士

内　容　令和 3 年分確定申告の留意点

■講習会の後に、個別相談会の予約を受付けます。
コロナ対策として、今年度は講習会に参加しなくても、1 月 27 日 13 時より相談会の予約を受け付けます。

■コロナウイルス感染拡大によっては、講習会を延期または中止とする場合もございます。（参加予定の方には、前もってお知らせします）

(問い合わせ先)　書記局担当　辻本　（TEL）03-3689-3191

↓ご参加の際は下記を FAX してください

東京建設従業員組合　書記局担当　辻本行（FAX）03-3689-3199

1 月 27 日（木）の税金講習会に出席します　（　　名）

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

インボイス制度への備えは大丈夫ですか？

２０２３年１０月に適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。これにより、消費税における仕入税額控除の要件が現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直され、免税事業者による適格請求書の発行は認めないとしています。消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになります。

さあ、どうする？今後の課題

課税事業者

免税事業者からの仕入れは原則として、消費税仕入税額控除の対象とならないために、消費税がアップします。

免税事業者

取引相手の課税事業者から次のような対応が取られる可能性が大いにあります。
「課税事業者になる」「取引の終了」「控除できない消費税相当額の値引き強要」

仕入税額控除ができなくなるって、どんなこと？

本体 10,000 円+税　**1,000 円**
税込み 11,000 で仕入れ　⇒

本体 12,000 円+税　**1,200 円**
⇒　税込 13,200 円で販売

仕入先　←支払った消費税 1,000 円　　**仕入元**　←　預かり消費税 1,200 円　　**お客様**

（免税事業者）

課税事業者
↓
納税額
1,200 円

仕入先が課税事業者の場合＝1,200 円−1,000 円＝**200 円**(納税額)
仕入先が免税事業者の場合＝**1,200 円**(1,000 円は差し引けません)

免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置
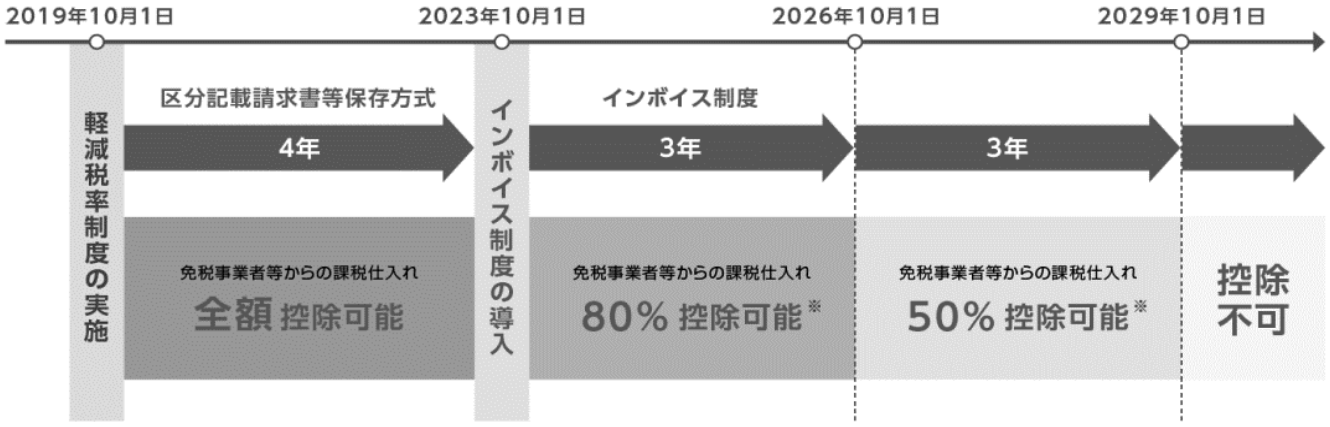
制度導入後、６年間は免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額控除の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。